

揮発性有機化合物排出抑制専門委員会報告の取扱い（案）

1．本専門委員会報告については、以下の理由により、専門委員会報告としての位置付けとし、中央環境審議会答申とはしないこととする。

(1) 平成16年7月1日付け諮問第121号により中央環境審議会に対してなされた「揮発性有機化合物（VOC）の排出抑制制度の実施に当たって必要な事項について（諮問）」では、自主的取組の実施方法に関する事項は、直接的には諮問されていない。

諮問理由（抄）:

「……揮発性有機化合物排出施設の指定、排出基準の設定等同法に規定するVOCの排出抑制制度の実施に当たって必要な事項について、貴審議会の意見を求めるものである。」

(2) 今回の専門委員会報告は、事業者の自主的取組の実施方法に関するものであり、新たな制度の提言や規制の導入に関するものではない。類似の事例として、昨年6月に有害大気汚染物質排出抑制専門委員会において専門委員会報告「自主管理計画に基づく有害大気汚染物質対策の評価について」が取りまとめられているが、当該報告は中央環境審議会答申とはされていない。

2．なお、このことにより、本報告の重要性は何ら変わるものではない。環境省としては、本報告で示された提言・指摘事項を真摯に受け止め、その実現に努めてまいりたい。